

府中町新型インフルエンザ等対策行動計画

概 要

平成 26 年 11 月

1. 行動計画作成の経緯

平成21年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されました。

この新型インフルエンザの教訓を踏まえ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症対策として、平成24年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定されました。

国は、特措法第6条に基づき、平成25年6月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成しました。政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、市町村が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めています。

広島県においても、示された基準を踏まえ、地域の実情に応じ、的確に対応できる体制の整備を図るため、特措法第7条に基づき、平成25年12月に「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「広島県行動計画」という。）が作成されました。

府中町では平成21年4月、新型インフルエンザが発生した場合の関係機関の連携等を定めた「府中町新型インフルエンザ対策行動計画・対応マニュアル」を作成していますが、法律等に基づくものではありませんでした。

この度、特措法第8条の規定により、政府行動計画及び広島県行動計画に基づき、本町の行動計画の見直しを行い、「府中町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「府中町行動計画」という。）を策定します。

2. 行動計画の主たる目的

新型インフルエンザ等の発生・侵入は避けられないものと考えられています。

そこで、次の2つを主たる目的として、様々な状況で対応できるよう対策を講じます。

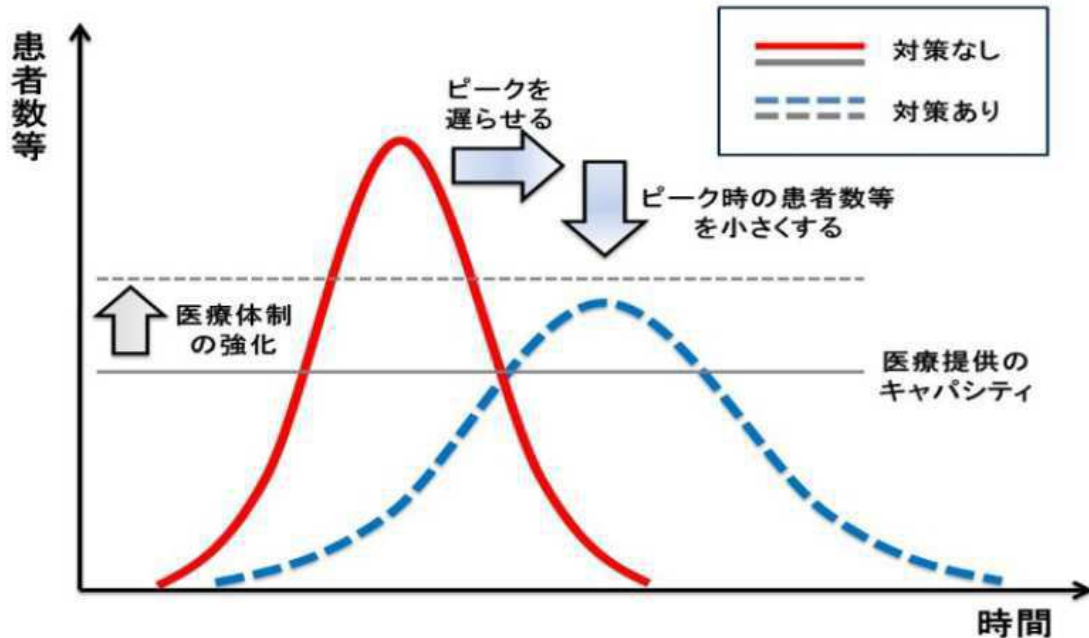
①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制等を整備するための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

②町民生活及び町民の経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、勤労者の欠勤者数を減らす。
- ・府中町行動計画の作成・実施等により、町民生活及び町民の経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



3. 対策の基本的な考え方

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえ、一つの対策に偏重するのではなく、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示します。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえて、政府及び広島県と連携した対策を府中町行動計画等に基づき、町が実施すべき対策として選択し決定していきます。

4. 対策実施上の留意点（基本的人権の尊重等）

- ・ 広島県が講ずる外出自粛等の要請、施設の使用制限の要請等、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限を必要最小限のものとし、実施にあたり十分説明し、理解を得ることを基本とします。
- ・ 対策については、広島県を始め、周辺自治体や医療機関等各関係機関と密接に連携を図り、協力を行い、総合的・一体的に推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、必要に応じて公表します。

5. 発生段階

府中町行動計画では、政府行動計画や広島県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを6つの段階に分類し、状況に応じて対応します。

発生段階	発生の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態。
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
府中町内 未発生期	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、広島県（府中町）内で発生していない状態。
府中町内 発生早期	広島県（府中町）内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
府中町内 感染期	広島県（府中町）内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態。
小康期	患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態。

6. 行動計画における主要5項目

府中町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的を達成するための具体的な対策として、「①実施体制」、「②情報提供・共有」、「③まん延防止に関する措置」、「④予防接種」、「⑤町民の生活の安定に関する措置」の5項目を掲げています。

5項目における対策を各発生段階に応じて的確に実施します。

①実施体制

国が緊急事態宣言を発した場合や、広島県から要請があった場合は必要に応じ、府中町対策本部を設置し、町民の健康被害の防止及び社会機能維持を図ります。

特措法第35条により、対策本部長は町長、対策本部員は副町長、教育長、消防長、及び本部長の命を受け従事する者、とする。
上記以外の実施体制については、別に定める。

②情報提供・共有

町は国や広島県と連携を密にし、適時適切な情報を共有するものとします。また、国や広島県が発信する情報を町民へ速やかに提供します。

- ・相談窓口を設置し、町民からの相談に対応できる体制を整える。
- ・発生状況や対策を町民に適切に情報提供する。

③まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークを遅らせ、ピーク時の患者数を少なくすることを目的としますが、この対策は個人の行動（外出自粛等）や社会活動（施設の制限等）に影響を与える面があることを勘案し、対策の実施、縮小・中止を判断していきます。

- ・町民に基本的な感染対策の実践を促す。
- ・不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限を行う。
- ・広島県が講ずる水際対策や濃厚接触者対策等を支援する。

④ 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぎ、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限に止めます。

- ・国の指示により、特定接種、住民接種を実施する。

⑤ 町民の生活の安定に関する措置

新型インフルエンザ等は、多くの町民がり患し、流行は約8週間程度続くと言われ、その間、本人のり患や家族のり患等により、地域の社会・経済活動の停滞を招くおそれがあります。このため、発生時の社会・経済活動への影響を最小限にできるよう、国、広島県、府中町、医療機関等は、事前の準備を行うことが重要です。

- ・広島県の要請による遺体安置施設等の確保の準備を行う。
- ・町民へ適切な行動の呼びかけ（買占め、売惜しみ等の防止、燃料資源等の節減）
- ・在宅高齢者、障害者等の要援護者対策の実施。
- ・町の業務継続計画の策定。